

資料 7

入間市新庁舎等整備事業

応募者プロポーザル（プレゼンテーション及びヒアリング）実施要領

令和4年11月

1. 趣旨

本要領は、入間市（以下、「本市」という。）が、入間市新庁舎等整備事業募集要項において定めるプレゼンテーション及びヒアリングについて、公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が、熟知かつ遵守しなければならない必要な事項について示すものです。

2. 対象者

入間市新庁舎等整備事業におけるプレゼンテーション及びヒアリングは、提案審査書類を提出した者（以下、「対象者」という。）を対象に実施します。

3. プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは次により実施します。

(1) 実施日時

令和4年11月16日（水） ※時間は別途、通知します。

(2) 実施場所

入間市役所 C 棟 5 階 501 会議室

(3) 出席者

統括管理技術者となる者は必ず出席するものとし、計7名以内とします。

(4) 実施方法

- ① プレゼンテーション及びヒアリングは、先にプレゼンテーションを受けた後、選定委員がヒアリングを行います。
- ② 対象者1者につきプレゼンテーション30分以内、ヒアリング40分以内を予定しています。
- ③ プレゼンテーション及びヒアリングは、応募者名を伏せて行います。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で行います。
- ⑤ 準備及び片付けは、合計5分以内で行うものとします。

(5) 留意事項

- ① プレゼンテーションの内容は、自己紹介及び提出した提案書の内容のみとします。なお、前段の自己紹介は出席者の紹介に止め、会社の紹介は行わないでください。
- ② 説明にあたっては、パソコン及びプロジェクターの使用を認めます。機材について、パソコンは参加者が持参してください。プロジェクター及びスクリーンは、事務局で用意します。
- ③ 当日、選定委員への追加資料の配布は一切認めません。
- ④ プレゼンテーションにおいて、あらかじめ提出した提案書の内容と噛み合わない提案をした場合には、失格とすることがあります。
- ⑤ 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合があります。
- ⑥ プレゼンテーション及びヒアリングの開始時間に遅刻した場合は失格とします。ただし、大規模災害、公共交通機関等の事故等により真にやむを得ない理由がある場合は、この限りではありません。
- ⑦ プレゼンテーションは進行役の指示に従い行うものとします。
- ⑧ プレゼンテーションの時間計測は進行役にて行い、プレゼンテーションの終了5分前には進行役からその旨告知します。

4. その他

- (1) プレゼンテーション及びヒアリングに関して、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と本市が協議し決定します。また、その内容は、必要に応じて対象者全員に通知します。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの進行上の都合により、別途通知した時間（開始時刻）と異なる時間となる場合がありますが、その場合は本市の指示に従ってください。